

議案第 10 号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 11 日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

平成 29 年 6 月の地方自治法の一部改正により、町長や職員、行政委員会の委員等の職務行為について善意かつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償の一部を免責することができることとされました。同法の施行を受けて、この条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町長等は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が町に対する損害を賠償する責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 町長 6
- (2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 町の職員（前2号に掲げる町の職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○ 町長等の損害賠償責任の限度額と免責 概要

平成29年の地方自治法の一部改正（平成29年法律第54号）に基づき、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する基準に係る規定が整備（本件に係る規定は、令和2年4月1日に施行）。

条例（一部免責条例）に定めることで、町長等の町への損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合、「町長等が賠償の責任を負う額」から、「町長等の基準給与年額^{*}に次に掲げる町長等の区分に応じた係数を乗じて得られた額（政令に定める基準を参酌し、政令で定める額と同様の額を設定）」を控除して得た額について免れさせるもの。

区分	係数
町長	6
副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4
農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員	2
町の職員（前2項に掲げる町の職員を除く。）	1

^{*}基準給与年額（次を合算して得られた額）

- ・基準日（損害を賠償する責任の原因となった事実が生じた日。以下同じ。）を含む月において支給され、又は支給されるべき給与（日額報酬の場合は、報酬日額）×12
- ・基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当及び勤勉手当等
- ・基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当、並びに期末手当及び勤勉手当等を除く）×12

<参考>

町長等が損害賠償責任を免れたことの議会への報告及び公表

町長は、町長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに次に掲げる事項を議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない（地方自治法施行令第173条第3項）。

- ・町長等の損害賠償責任の原因となった事実及び当該町長等が賠償の責任を負う額
- ・町長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠
- ・地方自治法第243条の2第1項の規定により町長等が賠償の責任を免れた額